

子供たちの教育相談の充実について（案）
～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～
目次

はじめに

第1章 これまでの教育相談施策の取組

- 1 スクールカウンセラー（SC）
- 2 スクールソーシャルワーカー（SSW）
- 3 活動方針等に関する指針

第2章 今後の教育相談体制の在り方

- 1 未然防止・早期対応への体制構築
- 2 学校内の関係者がチームとして取り組む体制づくり
- 3 活動方針に関するガイドライン

第3章 SC及びSSWの職務内容等

1 SCの職務内容等

（1）SCの職務

- ① 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等の未然防止、早期発見
（ア）児童生徒及び保護者からの相談対応
（イ）学級や学校集団に対するアセスメント
（ウ）教員に対するコンサルテーション
（エ）児童生徒の理解・教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動
- ② 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等が生じた際の個別対応、突発的な事件・事故及び自然災害等における緊急対応
（ア）児童生徒へのカウンセリング及びアセスメント
（イ）保護者への助言・援助
（ウ）教員に対するコンサルテーション

（2）求められる能力及び資格

（3）配置形態

（4）活動環境の整備

（5）職務遂行に当たり配慮すべき事項

2 S S Wの職務内容等

(1) S S Wの職務

- ① 子供の貧困、虐待、不登校、いじめや暴力行為等問題行動等の未然防止、早期発見
 - (ア) 学校の事前評価（アセスメント）
 - (イ) 児童生徒及び保護者からの相談対応
 - (ウ) 地域アセスメント
 - ② 子供の貧困、虐待、不登校、いじめや暴力行為等問題行動等が生じた又はその疑いが生じた際の個別対応、突発的な事件・事故及び自然災害等における緊急対応
 - (ア) 児童生徒及び保護者との面談及びアセスメント
- (2) 求められる能力及び資格
 - (ア) S S Wの資格及び養成の在り方
 - (イ) スーパーバイザーの資格及び養成の在り方
 - (3) 配置形態
 - (4) 職務遂行に当たり配慮すべき事項
 - (ア) 虐待に係る通報
 - (イ) 家庭訪問

3 S C及びS S Wの職務遂行に当たり配慮すべき事項

- (1) 児童生徒及び保護者との信頼関係の構築
- (2) 養護教諭等、S C及びS S Wの連携
- (3) 学校への働き掛け
- (4) 守秘義務
- (5) S C及びS S Wに対する人事評価

第4章 学校における教育相談体制の在り方、教育委員会における支援体制の在り方

1 学校における教育相談体制の在り方

- (1) 学校長の役割
- (2) 養護教諭の役割
- (3) 担任教員の役割
- (4) 教職員、S C、S S W等関係者が連携した教育相談体制づくり
- (5) 学校種間の連携
- (6) 関係機関や地域全体との連携体制づくり
- (7) 教育相談コーディネーターの配置
- (8) モニタリングの実施
- (9) 教職員への理解促進

- (10) 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した学校内、学校間、関係機関との情報共有

2 教育委員会における教育相談体制の在り方

- (1) SC及びSSWの職務の理解促進
- (2) 関係機関（福祉、警察、職能団体）との連携及び支援体制づくり
- (3) SC及びSSW活動方針等の作成
- (4) 地域・学校ごとの情報収集とSC及びSSWへの情報提供
- (5) SC及びSSWの研修の実施
- (6) 事業評価の実施

子供たちの教育相談の充実について（案）

～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～

はじめに

本協力者会議は、文部科学省初等中等教育局長の諮問機関として、平成27年12月に発足し、子供たちの悩みや不安を受け止める相談体制の充実を図る観点から、(1)教育相談体制の今後の方向性について、(2)スクールカウンセラー（以下「SC」という。）及びスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の役割の明確化について、(3)教育相談体制の充実のための連携の在り方について、調査研究を行う役割を与えられた。

これまで、教育相談に関する調査研究については、教育相談等に関する調査研究協力者会議の平成19年7月報告「子供たちの教育相談の充実について」、及び平成21年3月報告「子供たちの教育相談の充実について」（以下「平成21年報告」という。）が行われてきたところであり、それぞれ、教育相談活動の充実に関する基本的な視点や取組の指針となる提言自体は今でも変わらぬ妥当性がある。

しかしながら、児童生徒が抱える問題として、いじめやいじめが背景にある自殺などが後を絶たず、小学校における暴力行為の件数は右肩上がりの状況が続いており、小・中学校の全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合も増加傾向にある。

平成26年1月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」が施行されるなど、国を挙げた子供の貧困対策が求められ、さらに、平成27年12月21日の中央教育審議会答申（以下「チーム学校答申」という。）においては、学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する「チームとしての学校」の体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要であると提言されている。

このような現状を踏まえ、これまでの教育相談に関する提言に、新たに付加すべき点がないか、今一度検証することが必要である。

本協力者会議は、現状と課題を可能な限り実証的・客観的に検証すること、様々な立場から実務に携わっている関係者からヒアリングを行うなど幅広く意見を聴くことに特に配慮し、検討を進めてきた。また、国民の幅広い理解と協力が得られるよう、会議を公開するなど、開かれた会議運営に努めてきた。

本報告は、学校や教育関係者等における取組の充実に資するための指針となる提言を盛り込んでいる。各教育委員会や学校等において関係者が本報告を活用し、今後の教育相談に関する取組の更なる充実を図ることを期待したい。

第1章 これまでの教育相談施策の取組

1 スクールカウンセラー（SC）

いじめ、不登校などの子供たちの問題行動等への対応に当たっては、子供たちの心に働き掛けるカウンセリング等の教育相談機能を充実させることが必要であるとの認識の

下、平成7年度に「スクールカウンセラー活用調査研究」（都道府県・政令指定都市対象の委託事業）が創設された。調査研究の委託事業においては、SCは心理学の領域に関する高度な知識及び臨床経験を有する専門職であるとともに、子供たちにとっては、評価者として日常接する教職員とは異なることで、教職員や保護者には知られたくない悩みや不安を安心して相談できる存在であること、教職員にとっては、子供たちやその保護者と教職員との間で第三者としての架け橋的な仲介者の役割を果たしてくれる存在であることが高く評価された。

また、平成10年6月30日の中央教育審議会答申「新しい時代を拓く心を育てるために」の中でも、「SCの果たす役割は極めて重要であり、子どもたちの心の問題の多様化・複雑化という状況を踏まえると、すべての子どもがSCに相談できる機会を設けていくことが望ましい」と提言されていることに鑑みて、平成13年度からは「スクールカウンセラー等活用事業」として、都道府県・政令指定都市を対象とする補助事業が開始された。

「チーム学校答申」においては、「子供たちの問題行動の背景には、多くの場合、子供たちの心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など子供たちの置かれている環境の問題があり、子供たちの問題と環境の問題は複雑に絡み合っていることから、単に子供たちの問題行動のみに着目して対応するだけでは、問題はなかなか解決できない。学校現場で、より効果的に対応していくためには、教員に加えて、心理の専門家であるカウンセラーや福祉の専門家であるソーシャルワーカーを活用し、子供たちの様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、教職員がチームで、問題を抱えた子供たちの支援を行うことが重要である。」と提言されている。さらに、こうした支援体制を実現するためには、「国は、SCを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することを検討する。国は、教育委員会や学校の要望等を踏まえ、日常的に相談できるよう、配置の拡充、資質の確保を検討する。国は、学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、将来的には公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討する。」と提言されている。

また、平成27年12月21日に子どもの貧困対策会議で決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（以下「すくサポ」という。）においては、全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、「チームとしての学校」の観点から、子供やその家庭が抱える問題へ対応するべく、SSWの活用により、学校と福祉部局が連携して子供が置かれた様々な環境に働きかけ、問題を解決していく体制の整備や、貧困対策のための重点加配等、配置の拡充を行うとともに、SCについても、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、貧困対策のための重点加配等、配置を拡充する」として、平成31年度までにSCを全公立小中学校（約27,500校）に配置す

るという目標が掲げられている。その他、ニッポン一億総活躍プラン等においても同様に掲げられている。

- (※) なお、「スクールカウンセラー等活用事業実施要領」（平成28年7月8日改訂）において、地域や学校の実情を踏まえ、合理的であると認められる場合は、心理臨床業務等について一定の経験を有する者を「SCに準ずる者」として任用できるとしており、「SCに準ずる者」も、学校においては、「SC」と呼ばれていることから、本報告書においては「SCに準ずる者」も「SC」に含まれるものとして整理する。

2 スクールソーシャルワーカー（SSW）

いじめ、不登校などの子供たちの問題行動等の背景には、子供たちの心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など子供たちの置かれている環境の問題もあり、子供たちの問題と環境の問題が複雑に絡み合っている。そのため、子供たちの心に働き掛けるカウンセラーのほかに、子供たちの置かれている環境に働き掛けて子供の状態を改善するため、学校と関係機関をつなぐソーシャルワークを充実させることが必要であるとの認識の下、一部の自治体（群馬県、大阪府、香川県、熊本県など）における取組を参考として、平成20年度に「スクールソーシャルワーカー活用事業」（都道府県・市町村を対象とした調査研究委託事業）が創設された。

この委託事業においては、SSWは福祉の専門家として、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者を基本としつつ、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等のある者もSSWとされた。

この調査研究が始まったことにより、一部自治体での取組が急速に全国へ広がりを見せた。これは、それまで学校現場において不足していた関係機関との連携に関する業務をSSWが担うことができる旨が示され、学校におけるSSWへのニーズが高まったと考えられる。

このニーズの高まりを背景として、平成21年度からは、「スクールソーシャルワーカー活用事業」として、都道府県・政令指定都市・中核市を対象とする補助事業が開始された。

SSWも、(1)で記述したとおり、「チーム学校答申」において、その活用が重要であること及び国がSSWの職務内容を法令上明確すること、配置の拡充、国庫負担化の検討が提言されており、また、すくサポにおいても、特に貧困対策における重要性から、配置拡充が求められており、平成31年度までにSSWを全ての公立中学校区（約1万校）に配置するという目標が掲げられている。

- (※) なお、「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」が平成28年4月1日に一部改正され、それまで、SSWは、「原則として、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な知識を有する者」のうちから選考するものとされていたところ、「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者」のう

ちから行うこととされた。

3 活動方針等に関する指針

「平成21年報告」は、「①SCについて」、「②SSWについて」、「③教育相談体制の充実のための連携の在り方について」、及び「④電話相談について」をテーマとして、平成20年4月から平成21年3月までの1年間に計14回の審議を行い、SC及びSSWの効果的な活用のための「活動方針等に関する指針」（以下「指針」という。）の作成等を教育委員会に求めるなどの内容の報告書がまとめられた。

その後、「平成22年度第1回都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議での研究協議の結果について」（平成22年7月16日付け22初児生第15号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）において、学校、SC、SSW、及び教育委員会の役割分担を含め、SC及びSSWの効果的活用について、ビジョンとして策定し、各教育委員会において明文化し公表することが不可欠であるとされた。

第2章 今後の教育相談体制の在り方

不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等の件数は増加傾向にあり、特に、虐待対応件数は大幅に増加している。また、貧困率（所得が低く経済的に貧しい状態にある世帯の割合を示す指標。）も上昇している状況において、学校又は家庭において辛い思いや困難を抱えている児童生徒が増加している。

本協力者会議においては、児童生徒のこうした困難を可能な限り軽減・緩和できるよう、学校における教育相談体制を今一度見直し、今後の在り方について検討を行った。

1 未然防止・早期対応等への体制構築

これまでの教育相談は、どちらかといえば事後個別対応に重点が置かれていたが、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等については、事案が発生してからではなく、一人でも多くの児童生徒が当事者にならないための未然防止及び早期対応、さらには、事案が発生した時点のみならず事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援にも重点をおいた体制づくりが重要である。

2 学校内の関係者がチームとして取り組む体制づくり

現在の学校には、学校医、心理の専門家であるSC、福祉の専門家であるSSWといった教職員が有している視点とは別の観点から児童生徒を見ることができる専門家が配置されている。

こうしたことから、問題に対応するためのケース会議や校内委員会等学内組織にSC及びSSWを加え、関係者それぞれの立場からの視点を共有し、問題行動等の未然防止、早期対応も含めた児童生徒への支援策の検討・実施・検証をチームとして一体的に行う

ことが重要である。

また、こうした組織的な連携・支援体制を維持するためには、学校内に、児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、SCやSSWの役割を十分に理解し、初動段階のアセスメントや関係者への情報伝達等を行うコーディネーターの存在が重要である。

なお、これまで教員が行ってきた児童生徒への支援の全てをSC及びSSWが担うということではなく、互いの職務を理解し、専門性を活かしながら協働することが重要である。

3 活動方針に関するガイドライン

不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等への対応など、近年のSC及びSSWに求められるニーズが多様化する中で、SC及びSSWを学校組織の中で有効に機能させるためには、SCによるカウンセリング、コンサルテーション、プランニング及びSSWによるアセスメントやプランニングといった職務内容をより一層明確にすることが重要である。また、教職員、SC及びSSWがそれぞれの役割について共通理解を図ることで、学校における教育相談体制が充実されるとともに、SC及びSSWにとっても働きやすい環境となる。

さらに、教育相談体制を有機的に機能させるためには、教職員、SC及びSSWのそれぞれの役割を踏まえた連携・協力体制等を構築するコーディネーター役の教員を位置付け、組織的に活動を進める必要がある。

そのために、指針において明確化すべき内容としては、以下の内容が挙げられる。

「指針」に盛り込むべき内容

- SC及びSSWの活用の効果
 - ・SC及びSSWを活用することの趣旨
 - ・配置方法、趣旨
- SC及びSSWの職務内容
 - ・SC及びSSWの職務内容、他の教職員との役割分担
 - ・勤務形態
- 校内の教育相談体制
 - ・校務分掌への位置付け
 - ・相談室の整備・運営
 - ・コーディネーター役となる者の役割
 - ・管理職、生徒指導主事、養護教諭等との連携
- 業務遂行に当たっての留意点
 - ・守秘義務と情報共有
 - ・学校間の連携

- ・関係諸機関との連携
- ・緊急支援が必要な場合の対応
- ・家庭訪問の方法

各教育委員会における指針の策定状況を把握したところ、いまだに指針が策定されていない又は策定されていても関係する事業の実施要領等を用いた形式的な内容にすぎないなど、現行の指針は、SC及びSSWの効果的な活用に資するものとはいえない状況にある。そのため、SC及びSSWにどこまでの役割を求めるのかは地域・学校の事情によって異なるという事実を留意しつつ、各教育委員会における指針の内容を集約したガイドライン（試案）、SCガイドライン（別紙1）、SSWガイドライン（別紙2）を今回示すこととした。これらのガイドライン（試案）は、各教育委員会が指針を策定する場合の必要最低限の情報を盛り込むこととする。各教育委員会においては、ガイドライン（試案）を参考とし、SC及びSSWに求める役割を勘案して、地域の実情に応じてカスタマイズした指針を策定されたい。

第3章 SC及びSSWの職務内容等

SC及びSSWの職務内容については、現在、法令上明確に示されていない。

今後の学校における教育相談は、学校における問題行動等への事後対応のみならずその未然防止、早期対応にも対応していくことを踏まえれば、教育相談においてSC及びSSWの役割が明確に公的に示される必要がある。このため、本協力者会議において、これらの職の職務内容について検討を行った。具体的な内容は以下の通りである。

1 SCの職務内容等

(1) SCの職務

SCは、心理に関する高度な専門的知見を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等の未然防止、早期発見のため、また、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待を学校として認知した場合や自然災害、突発的な事件・事故が発生した場合において、様々な技法を駆使して児童生徒、その保護者、教職員に対して、カウンセリング、情報収集・見立て（アセスメント）や助言・援助（コンサルテーション）、全ての児童生徒が学校生活を安心して送ることができる環境作り等を行う。

① 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等の未然防止、早期発見

(ア) 児童生徒及び保護者からの相談対応

SCは、学習や対人関係、家庭の問題等で悩みや不安が生じ、児童生徒が自主的に

面談を希望する場合や、ＳＣから見て日常の様子から心配な児童生徒を発見した場合において、これらの児童生徒との面談を行う。児童生徒は、自分の気持ちを言葉でうまく表現できない場合もあることから、ＳＣは、児童生徒の心の代弁者として、面談を通じ児童生徒が考えていること、感じていること、心の状態を把握し、支援策を立案し助言する。

また、ＳＣは、児童生徒への支援のため児童生徒に関する悩みや不安を抱える保護者との面談も行う。面談を通じて、児童生徒に対する理解と対応の仕方を保護者に対して助言する。

児童生徒及び保護者との面談の結果、心理学的な支援以外の支援が必要と判断した場合は、校内委員会等学内組織又はケース会議において報告する。

(イ) 学級や学校集団に対するアセスメント

ＳＣは、学校・学級における課題の把握のため、授業、学校行事への参加・観察、児童生徒と一緒に給食を食べるといった活動を通じ、集団の状態を把握する。その結果に基づき、当該集団に必要な取組・支援を立案し、教職員に対する助言・援助を行う。また、学級や学校の状況に応じて人間関係を構築するための社会的スキルを育てる心理教育プログラムを実施することも有効である。

(ウ) 教員に対するコンサルテーション

ＳＣは、個々の児童生徒の状態に応じた適切な対処に関する教職員への助言・援助や、学校内で定期的に行われる教育相談に係る会議や（係・委員会等）ケース会議に出席し、カウンセリング等から得た情報の報告及び心理的視点からの助言・援助を行う。

また、日常的に児童生徒と接する教職員にもカウンセリングに関する知識を身につけさせ心理面の問題に対処できるよう、教員に対して基礎的なカウンセリングに関する研修を行う。

(エ) 児童生徒の理解・教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動

児童生徒の状態の把握や、児童生徒がＳＣの存在を認識し、児童生徒が何か相談したい事案が生じた際に相談しやすい環境を作るため、年度当初に全児童生徒への面談や利用方法の周知を行う。

また、児童生徒の心の健康促進のために、予防的な授業や活動を、教員との協働で、ＳＣは積極的に行うことが望ましい。

また、学校内の教育相談体制（教職員やＳＣの役割分担含む）について保護者・児童生徒へ周知するとともに、保護者に対して、子育てや思春期の子供との関わり方や、子供の心理状態についての理解を深めるための講習会を開催や、広報誌を発行する。

② 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等が生じた際の個別対応、突発的な事件・事故及び自然災害等における緊急対応

(ア) 児童生徒へのカウンセリング及びアセスメント

不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等の事案が生じた際や突発的な事件・事故及び自然災害等が発生した際は、児童生徒の心理的な影響が想定されることから、面談やアンケート等によるカウンセリングを行う。

加えて、心の不安や悩みを抱える児童生徒に対しては、個別の心理的課題及び健康面の課題に関し、その要因を把握するため、面談及び授業観察等を行う。これらを通じ、児童生徒の不安や悩みの要因を把握し、適切な配慮や支援方法について立案し、ケース会議において報告する。

(イ) 保護者への助言・援助

不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等の事案対応においては、保護者の協力が欠かせないことから、SCが保護者と面談し、児童生徒の状況や、保護者の希望等を聞き取りながら、本人の状況も踏まえ課題解決に向けた助言・援助を行う。

(ウ) 教員に対するコンサルテーション

児童生徒への個別事案への対応に関する教員への助言・援助や、学校内で定期的に行われる教育相談に係る会議（係・委員会等）やケース会議において心理的視点から助言・援助を行う。

(2) 求められる能力及び資格

求められる能力としては、学校に適した心理学的な技法を開発する能力、心理・健康的側面の査定能力、カウンセリング面接やグループ面接等への種々の技法を用いた対処能力、教員への心理学的見地からの助言に加え学校組織への支援を行う心理学的援助能力、心の健康活動（ストレスマネジメントや対人関係訓練等）の企画立案能力が求められる。また、心理と学校教育両方の知識を有し、教職員及び関係機関と連携・協働しながら教育相談を実施する能力も必要である。

SCに必要な資格としては、心理の国家資格である公認心理師が挙げられるが、公認心理師は、現時点において、その養成カリキュラムが決定していないことから、今後、国においてそのカリキュラム内容を確認し、また、これまでSCとして担ってきた臨床心理士等の実績等を踏まえた上で、ふさわしい資格を判断すべきである。

(3) 配置形態

現在は、地域や学校の状況等を勘案して、

- ①単独校方式（ＳＣが配置された学校のみを担当するもの）
- ②拠点校方式（小小連携）（ＳＣが、１つの小学校に配置され、併せて、当該小学校と同一中学校区内の他の小学校を対象校として担当するもの）
- ③拠点校方式（小中連携）（ＳＣが、１つの中学校に配置され、併せて、当該中学校区内の小学校を対象校として担当するもの）
- ④巡回方式（ＳＣが、教育委員会（教育事務所、教育支援センター））等に配置され、域内の学校を巡回するもの）

といった形態等でＳＣが配置されている。

まず、上記の①、②及び③の学校又は拠点校、教育委員会（教育事務所、教育支援センター）に常勤のＳＣを配置する。その後、近隣の学校へ段階的に常勤のＳＣを増員する。

最終的には、全ての小、中学校、教育委員会、及び教育支援センターに常勤のＳＣを配置できることを目指す。

なお、都道府県単位でＳＣが効率的かつ有効に活動できるよう、各箇所に配置されるＳＣは以下の役割分担とすることが望ましい。

- ・都道府県教育委員会に配置するＳＣ
都道府県内の全てのＳＣに対し助言等を行う。（スーパーバイザー）
- ・市町村教育委員会に配置するＳＣ
市町村内の全てのＳＣの配置や勤務状況の把握、市町村内の児童生徒の状況の把握（市町村内ＳＣからの相談対応含む）（スーパーバーザー）
- ・教育支援センター、小中学校等に配置するＳＣ
配置箇所においてＳＣとして活動を行う。

また、ＳＣは、児童生徒及び保護者が教職員等には知られたくない悩みや不安を安心して相談できる存在、児童生徒及び保護者と教職員との間で第三者として仲介者の役割を果たす存在といった外部性を担保するため、学校に配置された際、学校長の指揮命令を受けるだけでなく、任命権者である教育委員会の指揮命令を受けるような仕組みを担保する必要がある。

（４）活動環境の整備

児童生徒が安心してＳＣに相談ができるよう、相談活動を行うための特定の場所（教育相談室等）を確保する。また、ＳＣと教職員との信頼関係の構築を図るため、コミュニケーションを図りやすくなるよう職員室にも席を設けることが重要である。

また、教育相談室は、ＳＣの専門性を十分に発揮されるよう配慮しつつ、相談者の心情にも配慮した環境を整備する必要がある。

(5) 職務遂行に当たり配慮すべき事項

S Cの業務は、学校内におけるカウンセリング等が基本となるため、通常、家庭訪問は実施しない。ただし、児童生徒の指導上、学校長が必要であると認める場合には、保護者の了解を得た上で、S Cが家庭訪問を実施することは可能である。なお、児童生徒の安全を確認する等の理由で緊急に家庭訪問を行う際に、保護者と連絡が取れない場合は、保護者の了解は要しない。

なお、家庭訪問に際して、S Cが対応するのか、学級担任等に同行するのか、S S Wが対応するのかといった体制については、それまでの児童生徒及び保護者との関係性等個別の事案に応じ校内委員会等学内組織又はケース会議において検討し、学校長が判断する。

2 S S Wの職務内容等

S S Wは、福祉の専門性を有する者として、学校等においてソーシャルワークを行う専門職である。スクールソーシャルワークとは、児童生徒の最善の利益を考慮しながら、児童生徒の修学支援、健全育成を図るため、「児童生徒及び保護者への支援」並びに「学校組織への支援」を行うことをいう。そのため、S S Wの活動は、児童生徒という個人だけでなく、児童生徒の置かれた環境にも働き掛けるという特徴がある。

S S Wが担うべき職務は、大きく分けて2つあり、1つは、「子供の貧困、虐待、不登校、いじめや暴力行為等問題行動等の未然防止・早期発見」に係る業務であり、個別相談対応に加え、学校、地域の現状を把握し、関係機関との連携体制の構築や、児童生徒の学習・生活環境の改善に向けた支援を行うことである。

次に、「子供の貧困、虐待、不登校、いじめや暴力行為等問題行動等が生じた又はその疑いが生じた際の個別対応、突発的な事件・事故及び自然災害等における緊急対応」に係る業務であり、個別事案に対し、児童生徒及び保護者等の状況把握、支援策の立案、学校に対する助言・援助等を行うことである。これらの具体的な内容については以下のとおりである。

(1) S S Wの職務

① 子供の貧困、虐待、不登校、いじめや暴力行為等問題行動等の未然防止・早期発見

(ア) 学校の事前評価（アセスメント）

S S Wは、学校における児童生徒への支援体制、課題を抱える児童生徒の状況、就職・進学率等の状況を把握する。さらに、校内巡回により校内の日々の様子（ゴミの散乱状況、靴箱の状況、学校備品などの破損状況を観察など）や授業の観察、定例会議等への参加により、事前評価（アセスメント）を行う。その結果、教育環境、家庭環境の改善のためにどのような活動をすべきか目標を設定し、具体的な取組を立案す

る。

(イ) 児童生徒及び保護者からの相談対応

相談対応は、校内委員会等校内組織における対応策を検討し、その結果に基づき児童生徒及び保護者への個別対応に当たることを基本とする。

校内組織においてSSWが相談対応を行うことが決定した場合のみならず、児童生徒及び保護者から直接相談を受ける場合や、担任教員、養護教諭及びSCからの相談があった場合、SSWが、日常の児童生徒の様子から心配な児童生徒又は保護者との面談を行う場合であっても、児童生徒及び保護者が抱えている悩みや課題、ニーズを把握する。

SSWは、相談内容に応じて、担任教員、養護教諭及びSCに引き継ぐといった対応や、学校内外の関係者から聞き取り等を行いつつ、学校内のケース会議の開催を求め支援策を組織的に検討し、関係機関と連携した支援を行う。

なお、SSWは、児童生徒や保護者が相談することに対し積極的でないため、状況の改善が図れない場合、制度や地域の資源等様々な手段を提示し、児童生徒や保護者の意向に沿う支援策を探る（アウトリーチ）。また、関係機関や地域等連携先と調整・仲介・連携する際は、児童生徒及び保護者の気持ちやニーズを正確に伝達する（アボドケート）。

(ウ) 地域アセスメント

学校の教職員、関係機関からの聞き取り、学校及び地域・会議等への参加により、地域、民生児童委員、PTA等とのネットワークを構築するとともに、福祉関係機関、犯罪発生率、生活保護受給率、児童扶養手当の受給率、就学援助受給率、ひとり親世帯の状況などを把握する。

このような情報をもとに、地域アセスメントを行い、地域の特性や地域からみた担当する学校の児童生徒及び保護者等の状況を把握する

また、日頃から関係機関に出向き、児童生徒や保護者への支援の際に協力が得られる関係を構築する。加えて、虐待を受けた又はその疑いのある児童生徒への支援においては、医療機関、福祉機関等との協力・連携が不可欠であることから、日頃から市町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会」への参画等も重要である。

なお、関係機関としては、

- ・福祉関係機関：児童相談所、要保護児童対策地域協議会の所管部署、児童家庭支援センター、民生委員、児童委員 自立支援相談機関等
- ・保健医療関係機関：保健センター、保健所、病院 等
- ・刑事司法関係機関：警察署、少年サポートセンター、少年補導センター、少年鑑別所、保護観察所 等
- ・教育関係機関：教育支援センター（適応指導教室）、教育センター、民間教育団体・

民間教育施設 等
が挙げられる。

② 子供の貧困、虐待、不登校、いじめや暴力行為等問題行動等が生じた又はその疑いが生じた際の個別対応、突発的な事件・事故及び自然災害等における緊急対応
学校内において、子供の貧困、虐待、不登校、いじめや暴力行為等問題行動等が生じた又はその疑いが生じた際や突発的な事件・事故及び自然災害等が発生した際は、速やかにケース会議を開催し、対応策を検討する。対応策を検討する際は、何を目標とし、誰が中心となり、どのように対応するのかについて必ず明確にすること。検討の結果に基づき、SSWは、以下のような個別対応等を行う。

(ア) 児童生徒及び保護者との面談及びアセスメント

担任教員、養護教諭、SC等からの報告や、SSW自身の気づきにより子供の貧困、虐待、不登校、いじめや暴力行為等問題行動等又はその疑いを発見した場合は、まずは担任教員、養護教諭、SC等関係者から情報を収集し、児童生徒や保護者への面談を行いつつ、必要に応じ関係機関等から情報収集を行う。

SSWは、児童生徒や保護者等との個別面談、家庭訪問、地域からの聞き取り等により収集した情報を整理し、当該児童生徒を取り巻く環境や児童生徒及び保護者のニーズを把握し、アセスメントを行う。

学校内のケース会議において、SSWは、担任教員、養護教諭及びSC等の関係者から提供される情報を元に、支援策について福祉的な観点から立案する。具体的には、児童生徒及び保護者の状況に応じ、児童相談所、民生児童委員、自治体の福祉部局、要保護児童対策地域協議会、警察署等関係機関からの支援について調整・仲介・連携することである。

(参考：ケース会議)

解決すべき課題のある事例(事象)を個別に深く検討することにより、その状況の理解の深化(アセスメント)、対応策の検討(プランニング)、又は見直し(モニタリング)を行う会議。

- ・ 構成員 教育相談部会の構成員に加え、当該児童生徒に直接関わる教員等
- ・ 会議の進め方

(会議開始前)

- ・ 会議開催日時の決定
- ・ メンバーを決定
- ・ ケース会議に諮る事案について、自身、児童生徒に関係する教職員等から把握した情報を資料としてまとめる。

(会議当日)

- ・当日の議題について説明
 - ・守秘義務の確認
 - ・議題に係る児童生徒の状況について説明（強みや長所といったポジティブな情報も説明する）
 - ・共有した情報を元に、支援策について検討する。（具体的な目標を設定し、誰がいつまでに何をするかを決定する。）
 - ・目標を踏まえ、次回のケース会議日を決定する。
- ※支援策を実行後、進行状況や効果等を検証し、必要に応じ支援策を修正、変更することが重要。

（２）求められる能力及び資格

S S Wに求められる専門性と資質能力を担保するため、必要な資格について以下に挙げる。

（ア）S S Wの資格及び養成の在り方

S S Wの資格は、①社会福祉士又は精神保健福祉士資格所持者、②これらの国家資格を所持した上で取得するS S W教育課程（※）修了者、の２種類を設けることが必要である。①の者は、国家資格に加えて養成校団体や職能団体を実施するS S W講習を受講した者とする。

なお、上記資格を保有する者が十分確保できるまでの間は、地域や学校の実情に応じ、①福祉や教育の分野において専門的な知識・技術を有し、かつ養成校団体や職能団体の実施するS S Wの講習を受講した者、②S S W活動経験の実績等があり、かつ社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格を取得していく者とするのが適当である。

※S S W教育課程（日本社会福祉士養成校協会）における認定科目は、社会福祉士又は精神保健福祉士資格関連科目以外にスクールソーシャルワークに特化した科目群、教育に関する科目群から構成されている。

（イ）スーパーバイザーの資格及び養成の在り方

S S Wの職務及び勤務形態が特殊であるため、S S W自身が勤務地において、職務遂行上他者に指導を受けることができない場合があることから、課題を抱えた児童生徒に対するアセスメントの妥当性について示唆することができる者（スーパーバイザー）が必要である。

このため、スーパーバイザーは、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格保持者、又は一定のS S Wとしての在職年数と社会福祉士・精神保健福祉士におけるスーパーバイザーの認定講習等の受講により、スーパービジョンを行うことのできる者が適切である。

※例えば、認定社会福祉士制度のスーパーバイザーや日本精神保健福祉士協会の認定スーパーバイザー等の研修を位置付ける。

(3) 配置形態

現在は、地域や学校の状況等を勘案して、主に

- ①単独校方式（ＳＳＷが配置された学校のみを担当するもの）
- ②拠点校方式（ＳＳＷが拠点となる学校に配置され、併せて近隣校を対象校として担当するもの）
- ③派遣方式（ＳＳＷが教育委員会に配置され、学校からの要請に応じて派遣するもの）
- ④巡回方式（ＳＳＷが教育委員会に配置され、複数校を定期的に巡回するもの）

といった形態でＳＳＷが配置されている。

これまで、学校や教育委員会に配置し相談体制の構築を図ってきた実績を踏まえ、今後も学校及び教育委員会に配置していく。

なお、児童生徒及び保護者への福祉的な支援は、児童生徒及び保護者の生活圏の福祉・医療等の機関と連携して提供されると一体的・継続的かつ利便性の高いものにつながることから、ＳＳＷは生活圏と同程度の中学校区を単位とした学校に配置し、校区内の学校を担当することが適当である。

まず、上記の①及び②の学校又は拠点校、教育委員会に常勤のＳＳＷを配置する。

最終的にすべての中学校及び教育委員会に常勤のＳＳＷを配置できることを目指す。

また、都道府県単位でＳＳＷが効率的かつ有効に活動できるよう、各箇所配置されるＳＳＷは以下の役割分担とすることが望ましい。

- ・都道府県教育委員会に配置するＳＳＷ
都道府県内の全てのＳＳＷに対し管理、教育、支援（スーパーバイザー）。
- ・市町村教育委員会に配置するＳＳＷ
市町村内の全てのＳＳＷの配置や勤務状況の把握、市町村内の児童生徒の状況の把握（市町村内ＳＳＷからの相談対応含む）（スーパーバイザー）
- ・学校に配置するＳＳＷ
配置された校区内の学校においてＳＳＷとして活動を行う。

なお、ＳＳＷは、児童生徒及び保護者が教職員等には知られたくない悩みや不安を安心して相談できる存在、児童生徒及び保護者と教職員との間で第三者として仲介者の役割を果たす存在といった外部性を担保するため、学校に配置されるＳＣ及びＳＳＷは、学校長の指揮命令を受けるだけでなく、任命権者である教育委員会の指揮命令を受けるような仕組みを担保する必要がある。

(4) 職務遂行に当たり配慮すべき事項

(ア) 虐待に係る通報

虐待に係る対応に当たっては、支援を行って行く中で、虐待事案であると確証が得られた場合のみならず、虐待である確証が得られない状況であったとしても、主観的に虐待があったと思われる場合は、市町村又は児童相談所への通報義務が生じることに留意する必要がある。

(イ) 家庭訪問

児童生徒や保護者等の状況によっては家庭訪問を行うことも有効である。ただし、その際は、保護者等に問い詰める、責めるといったことは行わず、話をしっかり聞くといった姿勢で行い、信頼関係を築くことが重要である。

なお、家庭訪問は学校として行うため、事案毎にどのような体制で実施するかを必ず学校長に確認した上で実施する必要がある。

3 SC及びSSWの職務遂行に当たり配慮すべき事項

(1) 児童生徒及び保護者との信頼関係の構築について

SCは、年度当初の全児童生徒への面談や、保護者向けの講習会の開催等により、児童生徒にとっては自分を理解してくれる大人がいるという安心感につながり、児童生徒及び保護者から気軽に話を聞いてもらえる存在と認識される。日頃からのこうした働き掛けを通じ信頼関係を築いておくことが重要である。

SSWは、児童生徒及び保護者が気軽に話ができる存在と認識されることが重要であることから、日頃からの児童生徒及び保護者への働き掛けを通じ信頼関係を築いておくことが重要である。

(2) 養護教諭等、SC及びSSWの連携

健康診断などの保健管理、健康相談等を行う養護教諭、保健相談、保健指導、健康診断を行う学校医、心理の専門家であるSC、福祉の専門家であるSSWが有している児童生徒に係る情報は、当該児童生徒の状況を把握するために重要な情報である。このため、学校内の会議において情報を共有するのみならず、日頃から養護教諭、学校医、SC及びSSWとの情報交換を行うことが重要である。

(3) 学校への働き掛け

今後の教育相談体制は、校長のリーダーシップにより構築するものであるが、状況によっては、SCやSSWが体制作りへの提案・助言を行う役割が期待される。また、教職員に対する未然防止、早期発見に係る取組の必要性、教育相談体制強化の重要性について理解増進役を担うことが期待される。

また、全ての児童生徒が学校生活において不安や悩みを持つことがないような環境作りを学校に対して提案・助言を行う役割も期待されている。

(4) 守秘義務

通常、SC及びSSWは、地方公共団体において、特別職の地方公務員として採用されている。地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）は、特別職の地方公務員には適用されないことから、SC及びSSWの雇用に際しては、守秘に関する誓約書を提出させるなどして、守秘義務を課す必要がある。

ただし、SC及びSSWが職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する指導や支援のために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、SC及びSSWから学校に報告、また、スーパーバイザーに相談することを可能とする仕組みを構築する必要がある。

なお、地方公共団体がSC及びSSWを一般職として採用した場合は、地方公務員法が適用される。

加えて、SSWはソーシャルワーカーの倫理に関する規範（人間の尊厳の尊重、社会正義の実現、誠実、秘密保持など）を遵守する必要がある。

(5) SC及びSSWに対する人事評価

SC及びSSWに求められる能力を全て有していたとしても、教育委員会が示すビジョン、校長が策定する学校教育目標、中期目標、重点的（短期的）目標及び教育計画等の学校経営ビジョン等を理解せず、自身の興味関心のある事案に関してのみ活動すれば、組織的な教育相談体制は機能せず、児童生徒や保護者等にとって適切な教育相談環境が確保されないことになる。

児童生徒や保護者等にとって適切な教育環境を確保するため、教育委員会又は学校長は、学校経営ビジョンに対し、SC及びSSWがどの程度能力を発揮し実績を挙げたかを評価（人事評価）し、個人の資質・能力の評価を行うことが適切である。その際、スーパーバイザーなどの心理又は福祉の指導者の意見を参考にすることが重要である。

一方、SC及びSSWの適切な人事評価を行う観点からも、学校経営ビジョンには学校における課題や対応すべき事項は必ず盛り込む必要がある。

第4章 学校における教育相談体制の在り方、教育委員会における支援体制の在り方

1 学校における教育相談体制の在り方

不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等に対する適切な未然防止・早期発見、支援又は対応を行うため、学校においては、教職員、SC、SSW等関係者が連携した教育相談体制づくり、関係機関や地域との連携体制づくり、教育相談コーディネーターの配置等が求められる。

具体的な内容については以下のとおりである。

(1) 学校長の役割

学校長は、学校の長として、児童生徒や地域の実態を踏まえ、学校の教育ビジョンを示し、教職員の意識や取組の方向性の共有を図るとともに、SC及びSSW等と連携し、共通の目的に向かって学校を運営し、学校における教職員とSC及びSSWが協働する文化を創り出すことが重要である。

また、学校長は、教育相談を学校運営の中に位置づけ、教職員が児童生徒をしっかりと受け止め、学習指導と生徒指導の両面において適切な指導と援助を行っていくことができるよう、環境の整備や教職員への指導・助言を行う必要がある。

加えて、学校長は、学校及び学級の課題把握のため、SCが授業、学校行事への参加・観察、児童生徒と一緒に給食を食べるといった活動を実施することができるよう努める必要がある。

さらに、児童生徒が、担任教員に直接面談を申し出る場合がある。児童生徒が面談を申し出るということは、それまで面談を申し出ることができず状況がかなり深刻化している場合や相当の勇気を出して申し出た場合等も考えられる。教員の業務の都合でそうした申し出に対応しなければ、児童生徒をさらに追い込んでしまう可能性がある。そのため、学校長はそうした教育相談の申し出があった場合、緊急にケース会議を開催する必要がある場合等教育相談に係る事案には、部活動における指導等授業以外の活動を取りやめる等最優先に対応するよう教員に徹底することが必要である。

(2) 養護教諭の役割

養護教諭は、全児童生徒を対象として、入学時から経年的に児童生徒の成長・発達を把握しており、また、いじめや虐待が疑われる児童生徒、不登校傾向である児童生徒等課題を抱えている児童生徒と日常的に保健室で関わる機会が多いため、健康相談を通じ、課題の早期発見、早期対応に努めることが重要である。その際は、学校医、医療機関等の関係機関との連携の必要性の有無について適切な判断を行える様にするとともに、担任教諭、SC、SSW等学校内の関係者、校内委員会等学校内組織と連携して対応していくことが必要である。

(3) 担任教員の役割

児童生徒の心理的又は発達的な課題は、不登校、いじめ、暴力行為等具体的課題として明確になる場合、日常的行動観察により気づく場合、児童生徒の学業成績、言動、態度、表現物等を通して気づく場合等がある。

児童生徒の課題を少しでも早く発見し、課題が複雑化、深刻化する前に指導、対応できるように、担任教員には児童生徒を観察する力が必要である。

(4) 教職員、SC、SSW等関係者が連携した教育相談体制づくり

SCやSSWも参画する校内委員会等学内組織を週1回必ず開催するなど定例化し、個別対応だけでなく、具体的事案が生じる前の「少し気になる」といった段階の児童生徒の状態・状況を共有し、重大事案に至らないための支援体制を構築する。

また、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等が生じた又はその疑いが生じた際速やかに開催するケース会議も含めて、これら会議においては、関係者が把握している情報を共有し、さらに、何を目標に、誰を中心に、誰が何をするのか明確にした対応策を決定し、関係者が組織として実行することが重要である。

さらに、市町村教育委員会所属のスーパーバイザーと緊密に連携を取り、事案の状況及び支援方針を設置者である教育委員会と共有し、教育委員会と共に教育相談を行っていくことが重要である。

(5) 学校種間の連携

児童生徒の発達を継続して支援していくためには、学校種間（小学校から中学校、中学校から高等学校等）で情報を共有し、児童生徒への理解を深めるとともに、有効な支援を引き継ぎ、更に発展させる必要がある。

(6) 関係機関や地域全体との連携体制づくり

SC及びSSWの効果的な活用を促進するため、地域の関係機関を十分に把握し、情報交換等を行う協議会を定期的で開催する等関係機関と日頃から連携を図るなどしてネットワークを構築しておくことが必要である。

また、住民相互の見守りなど地域社会の果たす役割も有効であることから、日頃から、コミュニティスクールや地域学校協働本部等の仕組みにより、学校と地域が連携・協働する体制を構築することが重要である。

(7) 教育相談コーディネーターの配置

不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等の未然防止、早期発見のための活動や事案が発生した際は、学校が組織的に対応することが重要である。そのため、学校全体の子供の状況及び支援の状況を一元的に把握し、学校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催等児童生徒の抱える問題解決に向けてリーダーとして活動する教職員（教育相談コーディネーター）を配置し、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する必要がある。

また、支援計画実行中において、目標と役割分担に基づいて、分担を担う教員やSC及びSSW等が分担した役割を遂行できるように、進捗を確認し、計画通り進むよう支援を行う。

(8) モニタリングの実施

支援計画実行中における児童生徒及び保護者の状況や教職員や関係機関の動きを把握し、ケース会議において、点検・評価（モニタリング）を行う。必要に応じ支援計画の見直しを行う。

また、教育相談体制が児童生徒の安心・安全な学校生活、家庭生活の維持・改善に資するものであるかを評価するため、学校教育目標、中期目標、重点的（短期的）目標及び教育計画等の学校経営ビジョンにおいて教育相談に関する目標を盛り込み、学校評価を活用することが重要である。また、児童生徒及び保護者からのアンケート等を行い、利用者も含めた教育相談体制を必要に応じて見直しを行うことも重要である。

(9) 教職員への理解推進

SC及びSSWの職務について、教職員の理解を図ることが重要である。SC及びSSWの活用により、教職員の基本的なカウンセリング手法の習得や、関係機関との連携など、学校の支援に専門性が加わる。かつ、教職員の業務負担の軽減が図られ抱え込みの防止にもつながる。

(10) 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した学校内、学校間、関係機関との情報共有

児童生徒に対する組織的・計画的な支援を行うため、学校は、当該児童生徒に係る情報やケース会議等において決定した支援策や成果等について「児童生徒理解・教育支援シート」を活用し、学校内、学校間、関係機関の情報共有を図ることが有効である。

2 教育委員会における支援体制の在り方

教育委員会は、学校や域内の教育支援センター等においてSCが適切に活動し、安心・安全な学習環境が構築されるような支援体制をとる必要がある。具体的な内容については以下のとおりである。

なお、教育委員会は、支援体制を構築するだけでなく、体制が機能しているか適切に把握し、学校等において課題が生じている場合は、その解決に向けて主体的に対応することが重要である。

(1) SC及びSSWの職務の理解促進

SC及びSSWの理解を図り、その専門性を活かすため、校長研修、教頭研修、生徒指導主事研修などの職種ごとの研修において両者の職務内容、活動事例等について周知する。

(2) 関係機関（福祉、警察、職能団体）との連携及び支援体制づくり

教育委員会は、SC及びSSWの効果的な活用を促進するため、地域の関係機関や人材を十分に把握し、各学校と各機関がネットワークを構築しやすい環境を整備しておくことが必要である。また、両者の活用や支援方法等についての情報交換や関係機関との連携調整を行うための連絡協議会を設置し、計画的に協議会を開催する。

(3) SC及びSSW活動方針等の策定

域内のSC及びSSWの日常の職務遂行方法、首長部局や関係機関との連携協力体制を含む活動方針を策定し、示す必要がある。

(4) 地域・学校ごとの情報収集とSC及びSSWへの情報提供

SC及びSSWが適切に職務を遂行できるよう、教育相談に関する各学校・地域の情報を収集し、SC及びSSWに対して提供する必要がある。具体的には、発達の問題に対応できる機関、学校とSC及びSSWの連携のあり方、地域（市町村・都道府県）の関係機関、地域の就学支援（教育支援）や教育相談のシステムなどについての情報を提供することが効果的である。

(5) SC及びSSWの研修の実施

SC及びSSWとしての専門性を向上させるための研修に加えて、都道府県及び市町村の教育方針、地域特性・課題等をSC及びSSWに理解させるための研修を実施する。また、教育行政等に関する理解を深化させるため、教職員向けの研修への参加についても促進していくことが望ましい。

(6) 事業評価の実施

域内のSC及びSSW配置の効果等成果について、学校における不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等の状況変化等を基に、学校や関係機関等に対して実施するなどし、定例的に評価を行う。

S Cガイドライン（試案）

1. 趣旨

(1) S C導入の背景

複雑化、多様化する社会の中であって、子供たちが抱える課題も、不登校、いじめ、暴力行為、虐待等、多様化している。子供たちの課題の解決に向け、生徒指導の一環として学校の教育相談体制の充実が求められており、多様な専門性と外部性を兼ね備えたS Cの果たす役割に大きな期待が寄せられている。

(2) S C導入のねらい

S Cは、学校の教育相談体制、生徒指導体制の中で、心理の専門家として、児童生徒、保護者、教職員に対し、心理に関する専門的見地からカウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による助言・援助を含めた検討）等を行うことが求められる。また、児童生徒の問題行動等への対応のみならず、コミュニケーションの取り方やストレスマネジメント教育、教職員へのカウンセリングマインドに関する研修などにも積極的に活用することが重要である。

(3) S Cの職務内容

①児童生徒へのカウンセリング

- ・相談室での相談活動
- ・休み時間等での声かけや日常的な場面での相談活動（個別の相談だけではなく、児童生徒が集まる場面での自然な関わりの中での観察を通して、児童生徒の理解・援助につなげる。）
- ・電話等による相談活動

②保護者に対するカウンセリング

- ・来校した保護者への相談活動
- ・電話等による相談活動
- ・保護者に対する研修会

③児童生徒に関するアセスメント

- ・児童生徒の抱える心理的課題及び健康面における発達課題に関して、心理テスト、面接及び授業観察等により見立て、学校に対して適切な配慮や支援方法について助言・援助

※発達に関する検査を実施する際には、児童生徒本人及びその保護者の了解が必要となることや診断はできないことに留意する。

④児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する全ての児童生徒を対象とした教育プログラムの実施

※事件・事故の発生後等の緊急時には、全ての児童生徒を対象として、講話等を行うこともある。

⑤いじめ防止などの問題行動等への対応について

- ・いじめ防止に積極的に関わるとともに、いじめをした児童生徒とその対象となった児童生徒に対して面談を行うなど、いじめの解消や再発防止を支援
- ・いじめ防止対策推進法第22条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」一員として、同法に基づく対応を支援
- ・不登校の児童生徒に対するカウンセリングとコンサルテーションの実施

⑥教職員に対するコンサルテーション

- ・児童生徒への個別対応に関する教職員への助言・援助
- ・ケース会議での助言・援助

※教職員に対する助言はSCにとって非常に重要な仕事である。そのため、SCは積極的に教職員との人間関係を築き、情報交換を行うよう心掛ける。

⑦教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施

※ケース会議

事例検討会やケースカンファレンスともいわれ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法。ただし、事例の状況報告だけでは効果のあるものにならない。

※アセスメント（見立て）

解決すべき問題や課題のある事例（事象）の家族や地域、関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのかを探ること。

※プランニング（手立て）

アセスメントに基づいて、ケースに応じた目標と計画を立てること。目標には、長期目標と短期目標があり、長期目標においては長期的な視点に立って、子供のより望ましい状況を設定することになる。短期目標においては、長期目標を踏まえ、すぐにでも具体的に取り組めるような目標を設定することになる。短期目標は、プラン実行のイメージが具体的に持てること、その達成に向けて、一つ一つの内容とそれぞれの役割分担を具体的に決めていくことが大切である。

(4) S S Wとの連携

S Cは学校において児童生徒や保護者の心のケアや児童生徒の健康面における発達課題の支援を、S S Wは関係機関との連携や家庭訪問等による保護者への支援を主な活動としているが、それぞれの活動領域だけで集められる情報には限りがある。そのため、支援が必要となる個々の児童生徒に対して課題に応じた的確な対応を行うには、ケース会議等により、それぞれの活動領域以外の情報を共有し、連携して対応することが必要となる。

(5) S Cの配置形態

S Cは、学校や地域の状況等を考慮して、効果的な支援ができる形態を選択して配置する。配置形態の例としては以下のものがある。また、勤務時間についても、各学校で一律に定めるのではなく、例えば、小学校と中学校では差を設けたり、より困難を抱える学校（地域）には勤務時間を長くしたりするなど、学校や地域単位で勤務時間を考え、学校や地域の実情に応じて柔軟に設定することが望ましい。

①単独校方式：S Cが配置された学校のみを担当するもの。

②拠点校方式：(小小連携) 小学校を拠点校とし、当該小学校と同一中学校区内の他の小学校を対象校として併せて担当するもの。

(小中連携) 中学校を拠点校とし、当該中学校区内の小学校を対象校として併せて担当するもの。

③巡回方式：教育委員会（教育事務所、教育支援センター、）等に配置し、学校を巡回するもの。

2. S Cの効果的な活用のために

(1) 教育委員会における支援体制

①S Cの役割等の周知

S Cの専門性をいかすためには、教育委員会、学校、関係機関にS Cの役割などについて周知していくことが必要である。

そのため、S Cの活用方法等について、教育委員会は、「活動方針等に関する指針」（ビジョン）を策定し、公表することが有効である。また、首長部局及び関係機関との連携協力体制を構築し、関係機関にケース会議への参加協力を依頼するなど学校と学校外の機関等の連携協力体制づくりを支援していくことも重要である。

②スーパービジョン体制の整備

スーパービジョンは、心理職であるS Cには特に必要である。教育委員会は、質の向上のための研修の実施やスーパーバイザーの配置等によりスーパービジョン体制を整えることが有効である。スーパーバイザーには、学校において、見立てと手立てに関して指導が

でき、広く教育現場と心理に関して専門的知識と経験を有している者を充てることが望ましい。

③関係機関との連携

児童生徒の支援に当たって、関係機関との連携が必要になる場合がある。そのため、地域の関係機関や人材を十分に把握し、各機関と日頃から連携を図るなどしてネットワークを構築しておくことが重要である。その際には、関係機関の専門性・役割をしっかりと理解することが必要である。

④連絡協議会の開催

教育委員会は、ＳＣの効果的な活用を促進するため、関係者を参集し、作成したビジョンを示すとともに、ＳＣの活用、ＳＣの支援方法等について、研究協議や情報交換を行う連絡協議会を開催することが重要である。

(2) 学校における体制づくり

①教職員全体の共通理解

児童生徒の問題行動等への対応及びその解決は、児童生徒の指導の責任を担う学校が組織的に行うものである。児童生徒への対応をＳＣに任せきりにしては、学校がその役割を十分に果たしていないことになる。そのため、教育委員会において策定されたビジョンを基に、ＳＣの配置のねらいや専門性、役割等について全ての教職員が理解し、学校長のリーダーシップの下、教育相談部及び学年の教員が組織的に児童生徒への指導に当たる際に、ＳＣを組織の一員として効果的に活用することが重要である。

②管理職の役割

管理職は、学校としてのＳＣとの協働ビジョンを作成し、学校の目指す方向や学校が抱える課題を明確にすることが必要である。このビジョンを実効性のあるものとするため、教育相談コーディネーターや生徒指導主事、養護教諭等の役割を明確化しておくことも必要である。

③教育相談コーディネーター役となる教員の位置付けと役割

機能的な教育相談体制を構築するためには、中核となる教職員を位置付けることが必要である。校内教育相談に関わる全体及び個別計画全般の立案及び進行管理、研修計画の立案及び実施、相談室の整備及び運営、ＳＣとの連絡・調整等を担う教育相談担当者を明確にする。これらを複数の教員が分担して行う場合には、定期的な連絡会を実施するなど、担当者相互の共通理解が図られるようにする。

④生徒指導主事との連携

生徒指導主事はＳＣと校内の教育相談・生徒指導体制の充実を図るための協議や情報交換を行う機会を定期的に設定する。

⑤養護教諭及び学校医との連携

養護教諭は、担任とは異なる視点から健康診断などの保健管理、健康相談等を通じ、学校医は、保健相談、保健指導、健康診断を通じ児童生徒に関する情報を得ていることが考えられるため、養護教諭とＳＣの連携を深め、必要な情報が共有できるようにする。

⑥教職員（担任等）との連携

個別相談を行ったＳＣと児童生徒の担任や関係教員と情報交換が行えるようにする。また、教員とＳＣが関わる場を意図的に設定することにより、各教員との日常的な連携が図れるようにする。

⑦校内体制への位置付け

ＳＣを校務の分掌組織に明確に位置付け、事後対応だけでなく、予防的な対応のためにも、校内の生徒指導に関わる会議（生徒指導委員会、いじめ・不登校対策委員会等）を定期的に開催して出席を要請し、助言及び援助を受けられる体制をつくり、組織的な対応が図れるようにする。

⑧活動環境の整備

a 教育相談室の設置

児童生徒がＳＣに安心して相談ができるようにするために、相談活動を行うための特定の場所（教育相談室）を確保する。また、ＳＣと教職員との信頼関係の構築を図るため、コミュニケーションを図りやすくなるよう職員室にも席を設けることが重要である。

b 教育相談室の環境整備

教育相談室は、相談する児童生徒等の秘密が確保できるようにすること。外部から直接相談する姿が見えないようにすること、相談中に第三者が入ってこないようにすること、壁の色など物質的な環境も含めて安心できる温かい雰囲気を感じられるようにすることなど、来談者の心情に十分配慮する。また、児童生徒が相談しやすくなるよう全校集会等でＳＣを紹介するなど、相談しやすい環境づくりが必要である。

⑨保護者、地域への周知

学校便り、ホームページ、ＳＣ便り等により、ＳＣの活動の様子を保護者や地域に周知するとともに、保護者会やＰＴＡ総会などの場を利用してＳＣを紹介し、その役割や仕事

の内容を説明することが重要である。

3. SCの業務遂行に当たって配慮すべき事項

(1) 守秘義務について

地方公務員法は、特別職の地方公務員に適用されないことから、SCを雇用する際には、守秘に関する誓約書を徴するなどして、守秘義務を課す必要がある。ただし、SCの業務上知り得た個人情報のうち、学校が指導のために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、SCから学校に報告させる体制を整備する。

(2) 情報共有について

各学校において、相談活動記録を作成するとともに、必要に応じて、相談内容等の共有を図るようにする。SCは個人情報を扱うことが多いことから、その取扱いについては十分に注意する。

(3) 家庭訪問の方法について

SCの業務は、学校内におけるカウンセリング等を基本としていることから、家庭訪問は原則として実施しない。ただし、児童生徒の指導上、学校長が必要であると認め、かつ保護者の了解が得られる場合には、担任等が同行する前提で、SCに家庭訪問を実施させることができる。

(4) 学校種間の連携について

児童生徒の育ちを継続して支援していくためには、学校種間で情報を共有し、児童生徒への理解を深めるとともに、有効な支援を引き継ぎ、更に発展させる必要がある。また、集団の育成という視点から小学校間の連携も求められる。そのためには、同一のSCを異なる学校や学校種に配置することも有効である。

個人情報の保護に関する条例を遵守し、情報提供に関して、児童生徒本人やその保護者から同意を得るように努めるなどして対応する。

(5) 緊急支援が必要な場合の対応について

教育委員会は、児童生徒を取り巻く事件等により、児童生徒の不安が高まったり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）が起こったり、また、起こることが予想される場合に、SCが緊急支援に入る手続等を定めておくことが必要である。さらに、事案によっては、緊急支援の対象となる学校に配置されているSCを支援する形で、地域の心理専門家チームが入る必要があることについても検討し、準備しておく必要がある。

(6) 研修の在り方について

SCは、様々な事案に対して的確に対応していくために、常にその資質・能力の向上を目指す必要がある。そのため、教育委員会は研修会を計画的・組織的に実施する。なお、教育相談体制を円滑に機能させるために、SC、SSW、教職員など関係者を一堂に会したケース会議なども有効である。

SSWガイドライン（試案）

1. 趣旨

(1) SSW導入の背景

児童生徒の問題行動等の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境の問題がある。その環境の問題は、複雑に絡み合い、特に、学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関等と連携した対応が求められている。

(2) SSW導入のねらい

ソーシャルワークでは、問題を個人と環境の折り合いが良くない状態として捉え、その状態解消のため、個人の環境への適応力を高める支援と、環境に働き掛けて問題を解決できるように調整する援助をしていくものである。個人に働き掛けるだけでなく、学校組織など仕組みにも働き掛け、環境にも、個人と環境との関係にも働き掛ける視点を持つということがその特徴である。SSWの活動目標は、児童生徒の一人一人のQOL（生活の質）の向上とそれを支える学校・地域を作ることである。その達成のためには、教育現場の安心・安全の向上、家庭環境の安心・安全の向上の2つが果たされなければならない。スクールソーシャルワークは、それを学校等の教育現場を基盤として行うものである。

(3) SSWの職務内容

①問題を抱える児童生徒と児童生徒が置かれた環境への働き掛け（個人＝マイクロへのアプローチ）

- ・いじめ、暴力行為、不登校など、児童生徒の問題行動等や児童虐待における家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働き掛け
- ・児童生徒との面接や家庭訪問等の相談活動
- ・児童生徒への相談活動等に関する情報収集・提供、アセスメント（見立て）及びプランニング（手立て）
- ・保護者、教職員等への関係機関や地域の社会資源に関する情報提供又は紹介等
- ・保護者と教職員の間での調整、橋渡し
- ・保護者、教職員等への相談援助

②学校内におけるチーム支援体制の構築、支援（学校組織＝メゾへのアプローチ）

- ・ケース会議への参加とケースのアセスメント（見立て）及び、問題解決のプランニング（手立て）へのサポート
- ・社会福祉等の専門的視点に基づく具体的支援に向けてのコンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）

- ・校内支援チーム体制作りの支援活動
- ・学校現場での有用な支援方法やソーシャルワークに関する知識・技術に関する研修

③関係機関とのネットワークの構築、連携・調整（自治体の体制＝マクロへのアプローチ）

- ・児童生徒及び家庭環境等に関する情報を基に、関係機関と連携した学校支援体制の構築等
- ・関係機関への訪問、電話による情報交換、打合せ

④いじめ防止などの問題行動等への対応

- ・いじめ防止に積極的に関わるとともに、いじめをした児童生徒とその対象となった児童生徒に関するアセスメント（見立て）及びプランニング（手立て）により、いじめの解消や再発防止を支援
- ・いじめ防止対策推進法第22条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」一員として、同法に基づく対応を支援
- ・不登校、暴力行為などへの対応について、S Cのカウンセリングとコンサルテーションを踏まえた関係機関との連携支援

※ケース会議

事例検討会やケースカンファレンスともいわれ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法。ただし、事例の状況報告だけでは効果のあるものにならない。

※アセスメント（見立て）

解決すべき問題や課題のある事例（事象）の家族や地域、関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのかを探ること。

※プランニング（手立て）

アセスメントに基づいて、ケースに応じた目標と計画を立てること。目標には、長期目標と短期目標があり、長期目標においては長期的な視点に立って、子供のより望ましい状況を設定することになる。短期目標においては、長期目標を踏まえ、すぐにでも具体的に取り組めるような目標を設定することになる。短期目標は、プラン実行のイメージが具体的に持てること、その達成に向けて、一つ一つの内容とそれぞれの役割分担を具体的に決めていくことが大切である。

S S Wが行う援助の考え方は、S S Wが家庭訪問をしたり、自ら関係機関等とつないだりして子供や家庭を支援する直接的な援助と、子供や家庭が課題解決していけるよう、学校に対し、支援体制づくりや専門的な助言、関係機関等との連携の仲介をするという間接援助に分けられる。直接的な援助と間接的な援助の双方を効果的に行うことが重要である。

(4) SCとの連携

SCは、カウンセリング等を通じて、子供の悩みや抱えている問題の解決を支援するもので、直接面接に力を発揮する心理に関する高度な専門職である。

SSWは、制度や法律を活用して、子供と子供を取り巻く環境に働き掛けて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより子供の悩みや抱えている問題に関する現実的課題の解決に向けて支援するもので、SCも有効な社会資源と捉えて対応する。

それぞれが持つ専門性の違いと機能について十分に理解を深め、児童生徒に係る情報を共有し、両者が役割分担することで児童生徒の課題へのより適切な支援を行うことが可能となる。

(5) SSWの配置形態

SSWは、学校の状況や地域における関係機関の設置状況等を考慮して、効果的な支援が実施できる形態を選択して配置する。配置形態の例としては以下のものがある。勤務時間についても、一律に定めるのではなく、学校や地域単位で勤務時間を考えるなど、学校や地域の実情に応じて柔軟に設定する。

- ①派遣方式：SSWを教育委員会に配置し、学校からの要請に応じて派遣する。
- ②巡回方式：SSWを教育委員会に配置し、複数校を定期的に巡回する。
- ③単独校配置方式：特定の学校にSSWを配置する。
- ④拠点校配置方式：SSWを拠点校に配置し、近隣校を巡回する。

○それぞれのメリット、デメリット

	教育委員会配置型 (①、②)	学校配置型 (③、④)
メリット	<ul style="list-style-type: none">・多くの学校を効率的に支援できる（力量のあるSSWが多くの学校、ケースの支援に当たれる。）。・学校への間接的な支援が中心となり、学校主体の支援体制や教育相談体制の構築に有効である。 <p>[デメリット]</p> <ul style="list-style-type: none">・教職員や保護者との信頼関係を構築しにくい。・学校が抱える課題、支援ニーズへの把握が十分でないまま対応することもある。・ケースへの関与が限定的で、直接的な援助を望む場合、十分な対	<ul style="list-style-type: none">・教職員や保護者との信頼関係を構築しやすい。・学校の抱える課題、支援ニーズを適切に把握できる。・個別ケースの対応を継続的に行うことができる。・多様な情報が得やすい。・学校内のチーム支援体制の構築が行いやすい。・タイムリーな支援が行いやすい。・PTA等地域を視野に入れた支援が行いやすい。・気になる事例のピックアップなど発見に直接関わることができる。

	<p>応ができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急支援に迅速に対応できない ・1回で適切な見立てとアドバイスが必要な場合が多く、SSWにかなりの力量が求められる。 	
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員や保護者との信頼関係を構築しにくい。 ・学校が抱える課題、支援ニーズへの把握が十分でないまま対応することもある。 ・ケースへの関与が限定的で、直接的な援助を望む場合、十分な対応ができない。 ・緊急支援に迅速に対応できない ・1回で適切な見立てとアドバイスが必要な場合が多く、SSWにかなりの力量が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応できる学校、ケースが限定的で、その面からは非効率である。 ・学校側の理解が不十分な場合などは、SSWに個別ケースの対応を依存してしまうことや必要な相談依頼がSSWにあがらないこともある。

2. SSWの効果的な活用のために

(1) 教育委員会における支援体制

① SSWの役割等の周知

SSWの専門性を活かすためには、学校、関係機関等にSSWの役割などについて周知していくことが必要である。

そのため、SSWの活用方法等について、教育委員会は、「活動方針等に関する指針」(ビジョン)を策定し、公表することが有効である。また、首長部局及び関係機関との連携協力体制を構築し、関係機関にケース会議への参加協力を依頼するなど学校と学校外の機関等の連携協力体制づくりを支援していくことも重要である。

② スーパービジョン体制の整備

SSWはその専門性のため、相談したり指導を受けたりすることができない場合があり、自分の見立ての妥当性等について示唆を受けることができるスーパービジョンの機会が必要である。

そのため、教育委員会において、スーパーバイザーを配置するなどしてスーパービジョンの体制を整えることが必要である。スーパーバイザーには、学校において、見立てと手

立てに関して指導ができ、広く教育現場と福祉に関して専門的知識と経験を有している者を充てることが望ましい。

③関係機関との連携

S S Wを効果的に活用するためには、地域の関係機関や人材を十分に把握し、各機関と日頃から連携を図るなどしてネットワークを構築しておくことが重要である。その際には、関係機関の専門性・役割をしっかりと理解することが必要である。主な関係機関の例は以下のとおりである。

福祉関係	児童相談所、福祉事務所、要保護児童対策地域協議会の所管部署、児童家庭支援センター、民生委員、児童委員、社会福祉協議会
保健医療機関	保健センター、保健所、精神保健福祉センター、病院
刑事司法関係	警察署（生活安全課等）、少年サポートセンター、少年補導センター、家庭裁判所、少年院、少年鑑別所、保護観察所、日本司法支援センター（法テラス）、スクールサポーター、保護司、少年警察ボランティア
教育関係	教育支援センター、教育センター、教育相談室
団体	社会福祉士会、精神保健福祉士会、弁護士会

④連絡協議会の開催

教育委員会は、S S Wの効果的な活用を促進するため、関係者を参集し、策定したビジョンを示し、S S Wの活用、S S Wの支援方法等について、研究協議や情報交換を行う連絡協議会を開催することが重要である。

（２）学校における体制づくり

①教職員全体の共通理解

学校によっては、問題の解決をS S Wに委ねてしまうことや学校内の教職員間の協働が不十分で、ケース会議を開催できないこともある。そのため、教育委員会において策定されたビジョンを基に、S S Wの配置のねらいや専門性、役割等について全ての教職員が理解し、学校長のリーダーシップの下、ケース会議を日常的に行うなど教育相談体制を整備・充実させることが重要である。それによって、教職員が日々の取組の中で抱く気付きや疑問を教職員間で共有できる環境が整えられ、S S Wが学校において機能していくための下地が作られる。

②管理職の役割

管理職は、学校としてのS S Wとの協働ビジョンを作成し、学校の目指す方向や学校が抱える課題を明確にすることが必要である。このビジョンを実効性のあるものとするため、教育相談コーディネーターや生徒指導主事、養護教諭等の役割を明確化しておくことも必

要である。

③教育相談コーディネーターとなる教員の位置付けと役割

機能的な教育相談体制を構築するためには、中核となる教職員を位置付けることが必要である。学校全体の子供の状況を把握し、SSWや関係機関等と連絡調整を図るなど、子供の抱える問題解決に向けてリーダーシップを発揮する者として、校務分掌においてもその旨を明確にすることが重要である。なお、SSWとの十分な連携の時間を確保する観点から、学級担任を教育相談コーディネーターとすることは避けるのが望ましい。教育相談コーディネーターの担う主な職務内容は以下のとおり。

1	SSWの周知と相談受付	児童生徒やその保護者にSSWの周知を図り、相談の受付をする。相談の申込みの有無にかかわらず、実情に応じて、教育相談コーディネーターが積極的にアプローチしていくことも重要である。
2	SSWやSCとの連絡調整	生徒の抱える問題に応じて、学校としての対応方針をまとめ、SC又はSSWにつなぎ、効果的な支援が行えるように調整する。SC及びSSWの双方の支援が必要な場合には、学校の窓口として、両者間の業務調整などを行う。
3	相談活動に関するスケジュール等の計画・立案	教職員や保護者からの相談を受け、SCやSSWの勤務状況を鑑み、適切に相談計画を立案する。
4	児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握	児童生徒や保護者、教職員が問題・課題をどのように捉えているか、現状についてどのように考え、今後どのようにしたいのかを把握する。
5	個別記録等の情報管理	個人情報の保護等に配慮した記録の集約と管理を行う。
6	ケース会議の実施	児童生徒の抱える問題に応じて、学年でのケース会議、校内全体でのケース会議、関係機関を含めたケース会議などの開催を企画する。
7	校内研修の実施	SSWの役割や、学校としての活用方針等を研修会の場などを利用して、全教職員で共通理解できるようにする。また、必要に応じ、関係機関との合同研修会を企画するなど、普段から関係機関と情報交換を行えるようにすることも重要である。

④生徒指導主事や養護教諭との連携

生徒指導主事は、教育相談コーディネーターを担うこともあるが、そうでない場合においても、生徒指導に関する要として情報の集約や生徒指導方針の明確化に努める。また、養護教諭は、児童生徒の身体的情報などを多面的に収集し、その状況を関係職員に伝える

など、情報交換を行う。

⑤校内体制への位置付け

S S Wを校務分掌に位置付け、可能な限り校内の生徒指導に関する会議に出席をしてもらい、助言・援助を得られる体制を作ることが大切である。

⑥活動環境の整備

S S Wが教職員とコミュニケーションが図れるように、相談室等とは別に、職員室にも席を設けることも重要である。

⑦学校種間の連携

学校種間において、切れ目のない支援をすることが重要であり、適切な連携が必要である。S S Wと連携して学校種間で情報交換するなどして進学時にも継続した支援を行えるようにすることが重要である。個人情報の保護に関する条例を遵守し、情報提供に関して、児童生徒本人やその保護者から同意を得るように努めるなどして対応する。

⑧保護者、地域への周知

学校通信や学年通信、ホームページ等で広く保護者や地域の方々にS S Wを紹介・周知するとともに、保護者会やP T A総会などの場を利用してS S Wを紹介し、その役割や仕事の内容を説明することが必要である。

3. S S Wの業務遂行に当たって配慮すべき事項

(1) 守秘義務について

地方公務員法は特別職の地方公務員に適用されないことから、S S Wの雇用に際しては、守秘に関する誓約書を徴するなどして、守秘義務を負わせる必要がある。学校教育の中で活動するS S Wの得た個人情報は、学校全体で管理することが基本となる。個別面談の中で、児童生徒本人やその保護者に学校の教職員と情報共有しながら支援していくことを明示することも重要である。

(2) 情報共有について

S S Wは、児童生徒の支援のための活動記録を記録するとともに、必要に応じて、その記録した情報を学校及び関係機関等と共有する。

(3) 家庭訪問の方法について

児童生徒の状況によっては、S S Wが直接家庭訪問を行うことも考えられる。その際には、学校と連携し、保護者の理解を得た上で行う。家庭教育支援チームがある地域におい

ては、その活用も考えられる。

(4) 緊急支援が必要な場合の対応について

児童生徒が関わる重大な事故やトラブルなど、予期せぬことが起こることがある。その際には、学校が重大な事案に対応する緊急体制にSSWも加わり支援を行うことも検討する必要がある。学校長が外部の緊急支援を要請し、緊急支援チームが事案に対応する際には、学校が緊急支援チームから受けた情報提供や助言をSSWと共有しながら支援を行う。

(5) 研修の在り方について

SSWは、様々な事案に対して的確に対応していくために、常にその資質・能力の向上を目指す必要がある。そのため、教育委員会は研修会を計画的・組織的に実施する。なお、教育相談体制を円滑に機能させるために、SC、SSW、教職員など関係者を一堂に会したケース会議なども有効である。